

受けっぱなしにいませんか？ 健診結果を確認しましょう。

- ・「要精検・要医療」とあった方
(血圧などの基本項目含む)
→必ず医療機関を受診してください。
- ・「治療中」の方 →主治医と相談しましょう。
- ・受けた方全員、受けた後が大切です。生活習慣の改善に努め、気になる自覚症状などあれば早めに医療機関を受診しましょう。

新しい人権擁護委員が委嘱されました

美藤真紀子さんが令和4年1月1日付けで法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

任期は3年で、人権問題の相談業務や人権についての普及啓発活動等を行っていただきます。

また、前任の真城栄子さんにおかれましては、長い間ご尽力いただき、ありがとうございました。

問合せ先 関前支所住民サービス課

TEL88-2111 FAX88-2350

健診はあなたの身体からの「連絡帳」

年に1度は健診（基本項目&がん）を受けましょう。身体を知るには検査が必要です。

多くの病は、潜在していても自覚症状がなく、放置すると知らぬ間に重症化します。

毎年健診を受けていない人ほど「病状が重症化している傾向」が顕著です。重症化するにつれ医療費は高くなり、将来的に保険料上昇にもつながります。サインを早めに見つければ、不安など様々な心配は小さくて済みます。ご自分の身体からのサインを、毎年の健診でチェックしましょう。



健康相談にお越しください

日 時	場 所
2月2日(水) 午前10時～10時30分	岡村集会所
9日(水) 午前10時～10時30分	小大下住民センター
10日(木) 午前10時～10時30分	大下集会所

ストレッチ教室(予約が必ずです)

日 時 2月16日(水) 午後2時～3時30分
場 所 関前開発総合センター

※マスク着用・水分補給のお茶を持参してください

問合せ先 関前支所住民サービス課 TEL88-2111 FAX88-2350

救急艇の要請は 119

関前地区の人の動き

(令和3年12月末現在・前月比)

地 区	男	女	計	世帯数
岡 村	124	154	278	184
小大下	9	13	22	17
大 下	24	33	57	37
合 計	157	200	357	238
前月比	—	減1	減1	減1

市・県民税の申告受け付けについて

令和4年1月1日現在、今治市に住所がある方は令和3年の所得（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の申告が必要です。2月16日(水)から3月15日(火)まで下記の場所で受け付けますので、忘れずに申告してください。

1 申告の必要な方

- 事業所得者（農業・漁業・商業など）
- 給与所得者（勤務先から給与報告書が市役所に提出されていない方）
- 上記のほか、利子所得・配当所得・不動産所得・譲渡所得・一時所得・雑所得があった方
- 前年中に所得がなかった方（※注1）
- 市外に居住する人の扶養となっている方

※注1

課税される所得がない方が申告されない場合、所得証明・扶養関係などの証明書が交付できないことや国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減措置が受けられなかったり、一部負担金の割合が増えたりする場合がありますので必ず申告してください。

2 申告の必要がない方

- 所得税の確定申告をされる方
- 前年中に給与所得（年末調整されたもの）、または公的年金などの所得（扶養・障がい者・寡婦控除などの所得控除の調整が済んだもの）以外に所得がなかった方

3 受付日程および必要書類

申告の受付場所・日程

地区名	会場	とき
岡 村	今治市役所関前支所 1階	2月16日(水)～3月15日(火) 午前8時30分～午後4時30分 ※3月15日(火)は午前中 (土・日曜日を除く)
小大下	小大下住民センター	2月24日(木) 午前9時～午後3時
大 下	大下集会所	2月25日(金) 午前9時～午後3時

※下記のとおり事前の申告相談を行っていますので、お気軽にお越しください。
関前支所 1階 2月3日(木)から10日(木)までの平日午前8時30分から午後5時15分

申告に必要な書類

- 印鑑
- マイナンバーカード（マイナンバーカードを持っていない方は、通知カードと運転免許証、公的医療保険の被保険者証などの本人確認書類）
- 源泉徴収票（給料・年金・配当など）
- 生命保険料控除・地震保険料控除証明書など
- 社会保険料控除証明書（年金等社会保険料払込額のわかるもの）
- 農漁業や個人事業者の方は、収支計算書など所得の計算に必要なもの（※注2）
- 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書（事前に日付順に整理・集計しておいてください）
または、医療費控除の明細書 ※医療費控除の明細書用紙は支所にあります
- その他所得計算に必要な書類（例 障害者手帳・住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書など）

※注2 農業・漁業・自営業など、事業所得のある方は

申告の際には、事業の収入と経費がわかる書類（帳簿など）が必要です。事業の経費となる領収書や農協漁協で発行している購買集計表などを必ずご持参ください。

なお、農協の購買集計表の発行には数日かかりますので、事前に農協に請求し、準備をお願いします（特に大下・小大下地区の方は早めにご用意ください）。